

事務連絡
令和3年1月26日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁危険物保安室

危険物施設に係る各種ガイドライン等に沿った消防法令の運用について

消防庁では、社会情勢や新技術に対応し、危険物施設に係る許可等が適切に行われるよう、技術基準の整備や技術的助言等を行っており、その一環として、危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等については、「危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドラインについて」（平成27年6月8日付け消防危第135号）を通知しているところです。

当該ガイドラインに沿って安全対策が講じられている施設については、技術的安全性が担保されているものであることから、前例がないことのみを理由に設置を認めない等の対応は行わず、許可等適切な運用にご配慮いただくようお願いいたします。

なお、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドラインの改訂等について」（令和2年3月27日付け消防危第74号・消防特第36号）及び「危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について」（平成31年4月24日付け消防危第84号）等により通知している各種ガイドラインについても、同様の対応をお願いします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

消防庁危険物保安室

担当： 齋藤、勝本、蔭山、竹中

TEL: 03-5253-7524

FAX: 03-5253-7534